○東北地方整備局告示第九十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年九月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年九月二十八日

東北地方整備局長　小島　優

路線名	供用開始の区間
七号	酒田市広野字土橋一二一番一から同市広野字上通一四五番一まで

供用開始の期日　令和八年九月二十八日

○四国地方整備局告示第六十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年九月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年九月二十八日

四国地方整備局長　奥田　晃久

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三十二号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
香川県仲多度郡まんのう町追上字三反地二〇七番二から同町追上字三反地二三〇番四六まで	前	一一・九二～一七・四八メートル　〇・〇六〇キロメートル
	後	一〇・三四～十二・九一メートル　〇・〇六〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局香川河川国道事務所

国会事項

衆議院

議員死去

北海道選挙区選出議員渡辺孝一君は、九月十七日死去された。

人事異動

内閣

デジタル副大臣に任命する　塩崎　彰久

内閣府副大臣に兼ねて任命する　中野　英幸

総務副大臣政務官

復興副大臣に任命する　西田　昭二

復興副大臣に任命する　谷川　とむ

内閣府副大臣に兼ねて任命する　（谷川　與秀）

平沼正二郎

今井絵理子

内閣府副大臣に任命する（各通）

総務副大臣に任命する　斎藤アレックス（斎藤勇士アレックス）

総務副大臣に任命する　鈴木　英敬

内閣府副大臣に兼ねて任命する

法務副大臣に任命する　武村　展英

内閣府副大臣に兼ねて任命する

外務副大臣に任命する　中曽根康隆

財務副大臣に任命する　進藤金日子

財務副大臣に任命する　若林　健太

内閣府副大臣に兼ねて任命する

内閣府大臣補佐官　青山　周平

文部科学副大臣に任命する（各通）　中田　宏

厚生労働副大臣に任命する（各通）　浦野　靖人

農林水産副大臣に任命する（各通）　藤原　崇

経済産業副大臣に任命する　小寺　裕雄

内閣府副大臣に兼ねて任命する　藤木　眞也

防衛副大臣に任命する　髙木　啓

内閣府副大臣に兼ねて任命する

環境副大臣に任命する　宮本　周司

内閣府副大臣に兼ねて任命する

国土交通副大臣に任命する（各通）　加藤　鮎子（角田　鮎子）

経済産業副大臣に任命する　朝日健太郎

内閣府副大臣に兼ねて任命する

デジタル大臣政務官に任命する　畦元　将吾

内閣府副大臣政務官に兼ねて任命する

防衛副大臣に任命する　三ッ林裕巳

内閣府副大臣に兼ねて任命する

内閣府大臣政務官に任命する（各通）　小田原　潔

坂本竜太郎

内閣府大臣政務官に任命する　こやり隆史（小鑓　隆史）

復興大臣政務官に兼ねて任命する

外務大臣政務官　赤松　健

総務大臣政務官に任命する（各通）　繁本　護

総務大臣政務官に任命する　根本　拓

内閣府大臣政務官に兼ねて任命する

法務大臣政務官に任命する　小池　正昭

内閣府大臣政務官に兼ねて任命する　島田　智明

福原　淳嗣

阿部　弘樹

大空　幸星

生稲　晃子（佐山　晃子）

藤井　一博

外務大臣政務官に任命する（各通）

財務大臣政務官に任命する　白坂　亜紀（中山　亜紀）

内閣府大臣政務官に兼ねて任命する　山口　晋

文部科学大臣政務官に任命する（各通）　美延　映夫

山本　大地

厚生労働大臣政務官に任命する（各通）　田中　昌史

環境大臣政務官　長谷川英晴

農林水産大臣政務官に任命する（各通）　森下　千里（森　千里）

経済産業大臣政務官に任命する　石井　苗子

内閣府大臣政務官　保岡　宏武（保岡　広武）

経済産業大臣政務官に任命する　若山　慎司

内閣府大臣政務官に兼ねて任命する

国土交通大臣政務官に任命する（各通）　草間　剛

環境大臣政務官に任命する　髙橋　祐介

青島　健太

石井　拓

石原　正敬

環境大臣政務官に任命する　吉井　章

内閣府大臣政務官に兼ねて任命する

防衛大臣政務官に任命する　上杉謙太郎

内閣府大臣政務官に兼ねて任命する　田所　嘉徳

復興副大臣　岩田　和親

内閣府副大臣　鈴木　隼人

同　津島　淳

総務副大臣　堀内　詔子

同　髙橋　克法

法務副大臣　三谷　英弘

外務副大臣　国光あやの（佐藤　文乃）